



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第165号 令和2年2月18日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
68	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
69	県営土地改良事業の工事が完了した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
70	道路の区域を変更する件	道路整備課
71	同	同
72	同	同
73	道路の供用を開始する件	同

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

徳島県告示第六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所
宮本 麻雄	板野郡北島町中村字長池一九番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸八ビル

所在地 板野郡北島町江尻字松ノ本九番地ほか

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 二、〇三六平方メートル

廃止後 〇平方メートル

4 廃止年月日

令和元年九月十九日

二 届出年月日

令和二年二月四日

徳島県告示第六十九号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	申請人の住所及び氏名 三好郡東みよし町昼間三二五五番地一 籠島恭一ほか十七名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	地区名 三好地区 葛籠一号工区
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	事業名 農業用排水 施設整備
平成二十一年三月十一日	同 十二月十二日	同 三十日	同 三月二十三日	平成十九年二月十五日	同 四月二十七日	平成十八年三月三十日	平成二十五年一月二十九日	平成二十四年十二月三日	平成二十三年三月十八日	同 二十五日	同 三月三日	平成二十二年二月八日	平成二十年一月十八日	同 三月二十三日	同 二十六日	同	工事の完了年月日 平成十九年二月十五日

同	
同 增川工区	葛籠工区
同	
同	十二月二十一日

徳島県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
三一九号	三好市山城町八千坊字中ノ瀬三 三九番一地先から 同 字ビワノセ 一九七番一地先まで	旧	四・〇〇二・九	一七〇・〇
同		新	八・九〇二・九	一七〇・〇

徳島県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
4	三加茂東祖	三好郡東みよし町加茂三 二二三番一地从先から 同 三	旧	四・二了五・四	九四・一
4	谷山	同	新	四・四了六・二	九四・一

徳島県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 6 5	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		腕山花ノ内				
同		三好市井川町乳ノ久保五 一九番三三六地先		旧	三・八〇四・八	一三三・一
				新	七・五〇九・三	一三三・一

徳島県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年二月十八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
4 4	三加茂東祖 谷山	三好郡東みよし町加茂三三二 三番一地从 同 六番六地先まで 三三〇	九四・一	令和二年二月十八日

公 告

鳴門病院労働組合から春闘の要求に関して令和二年二月二十一日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場